

# 平成28年度公共事業再評価 資料集

## 《 目 次 》

(1) 青森県公共事業再評価実施要綱	.....	1～2
(2) 青森県公共事業再評価等実施細目	.....	3～5
・公共事業再評価対象事業一覧【様式1】	.....	6
・公共事業再評価調書【様式2】	.....	7～9
・公共事業再評価の必要性検討事業一覧【様式3】	.....	10～11
(3) 青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱	.....	12～13
(4) 青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領	.....	14～15
(5) 公共事業再評価に当たっての点検・評価基準	.....	16～19
(6) 公共事業再評価調書記載要領	.....	20～24
(7) 社会経済情勢の変化に係る記載項目一覧	.....	25～27
(8) 公共事業再評価における総合評価の区分	.....	28
(9) 公共事業再評価における計画変更の範囲	.....	29
(10) 開発事業等における環境配慮指針チェック表	.....	30～33

平成28年4月

青森県公共事業再評価等審議委員会事務局  
(企画政策部企画調整課)



# 青森県公共事業再評価実施要綱

平成14年 4月17日  
改正 平成16年 4月 1日  
改正 平成22年 4月 1日  
改正 平成23年 4月 1日

(趣旨)

**第1** この要綱は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間を経過している事業等の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の中止等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価対象事業)

**第2** 再評価の対象とする公共事業は、県が実施主体である国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業のうち、維持・管理に係る事業、又は災害復旧に係る事業等を除く事業とする。

(再評価実施事業及び実施時期)

**第3** 再評価対象事業のうち再評価を実施する事業及びその実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業採択後5年を経過した時点で、用地買収手続き及び工事のいずれにも着手していない事業については、事業採択後5年目の年度内
  - (2) 事業採択後10年を経過した時点で、継続している事業（一部供用中の事業を含み、1年以内に事業の完了が見込まれる事業を除く。）については、事業採択後10年目の年度内
  - (3) 再評価実施後5年を経過した時点で、継続している事業については、再評価実施後5年目の年度内
  - (4) 社会経済情勢の急激な変化等により、再評価の実施の必要が生じた事業については、経過期間にかかわらず随時
- 2 国庫補助事業である再評価対象事業について、当該事業を所管する各省各庁が、別に再評価を行う事業を定める場合には、前項の規定にかかわらず、当該省庁の定める事業について、当該省庁の定める時期に再評価を行う。

(再評価の実施及び結果の公表)

**第4** 公共事業を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）は、この要綱及び公共事業を所管する各省各庁（以下「公共事業所管省庁」）の定めるところにより、再評価を実施する事業を定め、当該事業に係る資料作成を行い、公共事業所管省庁の概算要求書提出時又は政府予算案の閣議決定の前までに対応方針を決定し、必要に応じ国庫補助金又は県単独費に係る要求を行う。

- 2 企画政策部長は、国庫補助事業における公共事業所管省庁の補助金交付に係る対応方針

決定時期を勘案の上、再評価実施事業に係る再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

(再評価の手法)

**第5** 公共事業所管部長は、再評価を行い、対応方針を決定するに当たっては、次の各号に掲げる視点及び公共事業所管省庁の定めるところにより行わなければならない。

- (1) 再評価実施事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業の投資効果及びその変化
- (3) 事業の進捗状況及び進捗の見込み
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性
- (5) 住民ニーズの把握状況
- (6) 環境影響に対する配慮の状況
- (7) 事業実施地区の立地特性

(意見の聴取)

**第6** 公共事業所管部長は、再評価実施事業に係る対応方針の決定に当たっては、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱（平成10年10月19日制定）に基づき設置された青森県公共事業再評価等審議委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

2 県以外の事業実施主体が再評価を実施する事業について、当該事業の実施主体の長から依頼があり、知事が適当と認める場合には、第2の規定にかかわらず、青森県公共事業再評価等審議委員会に対し、当該事業に係る意見を求めることができる。

(施行期日等)

**第7** 本要綱は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 青森県公共事業再評価等実施細目

平成14年 4月17日  
改正 平成15年 3月 7日  
改正 平成16年 4月 1日  
改正 平成17年 2月 2日  
改正 平成20年 2月28日  
改正 平成22年 4月 1日  
改正 平成23年 4月 1日  
改正 平成25年 2月14日

(趣旨)

**第1** この細目は、青森県公共事業再評価実施要綱（平成10年10月19日制定。以下「再評価要綱」という。）及び青森県公共事業事後評価実施要綱（平成22年4月1日制定。以下「事後評価要綱」という。）により、公共事業の再評価及び事後評価を行うに当たり、円滑な事務の推進を図るため、企画政策部長及び公共事業を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）の具体的な所掌事務を定めるものである。

(企画政策部長の所掌事務)

**第2** 企画政策部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイの資料を青森県公共事業再評価等審議委員会（以下「委員会」という。）に提出すること
- (2) 委員会の委員及び公共事業所管部長と協議し、委員会又は部会の会議の開催時期を調整すること
- (3) 委員会の会議の議事録を作成すること
- (4) 青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第4項第2号の規定により意見を聴取し、又は現況を調査する事業について、当該事業を所管する部局と協議して、所要の準備を行うこと
- (5) 青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第2第1号及び第3号の規定による意見（以下「委員会の意見」という。）を公共事業所管部長に送付すること
- (6) 第3第1項第1号エの規定により公共事業所管部長から報告を受けた対応方針及び事後評価の結果について、当該年度実施分をとりまとめて公表すること

(公共事業所管部長の所掌事務)

**第3** 公共事業所管部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共事業再評価に関する事務

- ア 再評価要綱第3の規定により当該年度において再評価を実施する事業について、その一覧表（様式1）並びに各事業の評価結果及び対応方針に係る調書（様式2）を作成すること
- イ 公共事業を所管する各省各庁の定めるところにより、再評価を実施すべき年度に達する前に、再評価の必要性についての検討を行う事業について、その一覧表（様式3）を作成すること
- ウ 県以外の事業実施主体が再評価を行う事業について、当該事業の実施主体から依頼があったとき、再評価要綱第6第2項の規定による委員会に意見を求める事業を決定すること
- エ 企画政策部長から委員会の意見が送付されたとき、対応方針を決定し、企画政策部長に報告すること

(2) 公共事業事後評価に関する事務

- ア 事後評価要綱第3の規定により当該年度において事後評価を実施する事業について、各事業の評価結果に係る調書（様式4）を作成すること
- イ 事後評価要綱第3第1号の事業の選定のための資料として、完了事業一覧（様式5）及び選定候補一覧（様式6）を作成すること

2 様式4の作成に当たっては、様式7に基づくアンケート調査票により、事前にアンケート調査を実施するものとする。

3 様式6の作成に当たっては、次の基準に基づき選定候補を選定するものとする。

(1) 再評価時に附帯意見が付された事業については、すべて選定する。

(2) 次のいずれかに該当する事業（第1号の事業を除く。）の中から、事業担当課ごとに2事業（該当する事業が1事業しかない場合は1事業）を選定する。なお、該当する事業が3事業以上ある場合は、事後評価結果の同種事業への反映が期待できる等、事後評価の必要性が高いと認められる事業を優先して選定する。

ア 再評価を実施した事業

イ 当初計画と実績との差が大きい事業（事業工期：5年以上、事業費：30%以上）

ウ その他、事後評価が必要と判断する事業

(例)・事業費が大きく、同種の事業のモデルとなるような事業

・環境への影響が大きいと考えられる事業

・想定した事業効果と実際の事業効果に大きな差が生じていると考えられる事業

(その他)

第4 この細目に定めのない事項については、企画政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この細目は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年2月2日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年2月14日から施行する。

様式 1 (第 3 関係)

平成 2 8 年度 公共事業再評価対象事業一覧

番号	事業担当課	事業名	地区名等	実施場所	全体事業費 (千円)	予定工期	再評価理由
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

※ 県以外が実施主体である事業については、番号に○を付すること。  
 ※ 再評価理由の例：未着工 5 年／継続 1 0 年／再評価後 5 年／社会経済情勢の急激な変化等 など



# 公共事業再評価調書

(1/3)

整理番号 H28-□

担当部課名	電話番号	017- -
	E-MAIL	@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="checkbox"/> 未着工 <input type="checkbox"/> 長期継続 ( 年) <input type="checkbox"/> 再評価後 ( 年) <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------	---

## 1 事業概要

事業種別	事業主体			<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
事業名	地区名等		市町村名				
事業方法	<input type="checkbox"/> 国庫補助 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 県単独	財源・負担区分	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> その他				
採択年度	平成 年度 ( 用地着手 平成 年度 / 工事着手 平成 年度)						
終了予定年度	平成 年度 ( 平成 年 月 工期変更 (当初計画時 平成 年度))						
事業目的							
主な内容	区 分	当初計画時	再評価時	増 減			
		m	m	0 m			
		基	基	0 基			
		km	km	0 km			
		ha	ha	0 ha			
	空m3	空m3	0 空m3				
(事業量や総事業費の増減に係る説明等を記載)							
事業費	○当初計画時総事業費 百万円 (単位:百万円)						
		~25年度	26年度	27年度	28年度	小 計	29年度~ 合 計
	計 画					① 0	0
	(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	② ( 0 )	( 0 )
	< 年 月変更 >						
実 績					③ 0	⑤ 0	
(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	④ ( 0 )	⑥ ( 0 )	

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

A ・ B ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			% [③/⑤]	% [③/①]
			( %) [④/⑥]	( %) [④/②]
	主要工種	( 百万円)	%	%
毎割合	( 百万円)	%	%	
(事業費)	( 百万円)	%	%	
説 明				
問題点・解決見込み				
事業効果発現状況				

(2) 社会経済情勢の変化		A・B・C	
社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】	【県内の評価】
	当地区における評価		
必要性	(県実施の妥当性、適地性、規模・内容の妥当性)		a . b
適時性	(関連事業の有無・内容、ライフライン関連事業等)		a . b
地元の推進体制等	(事業の円滑な実施が見込まれる事業環境が整っているかどうか) (《内容例》 地域住民の理解度・合意形成の状況/受益者の同意状況(同意率)/地権者の同意状況/協力組織等地元の事業推進体制の状況と同組織の活動状況/地元との協議進捗状況/地域の要望/市町村の支援や体制の状況/計画の熟度/達成見込み(事業実施に対する障害の有無)等)		a . b
効率性	(通常のB/Cでは算定されない効果がある場合、又はB/Cが算定されない事業の効果がある場合に記入) (その他事業手法の適切性等を記入)		

(3) 費用対効果分析の要因変化		A・B・C		
区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1)	百万円	百万円	0 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	- 百万円	- 百万円	0 百万円
便益項目 (B)	(1)	百万円	百万円	0 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	- 百万円	- 百万円	0 百万円
B/C				
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】(分析手法、根拠マニュアル等)			a . b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】			a . b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		A	B	C
コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 (コスト縮減対策の検討内容をできるだけ具体的に説明する。)			a . b
代替案	【代替案の検討状況】 (代替案採用の可能性について、検討した事業手法、工法等の内容及びその結果をできるだけ具体的に説明する。)			a . b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点		A	B	C
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】	【住民ニーズ・意見】		a . b
環境影響への配慮	<b>【開発事業等における環境配慮指針への対応】</b> (1)対応状況 ○ 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ○ 農林地等の緑地や植生の改変 ○ 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の改変 ○ 海域の改変 ○ 建設機械の稼働 ○ 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容			a . b
地域の立地特性	(条件不利地域の状況等について記載する：過疎地域、振興山村区域、半島振興対策地域、特別豪雪地域) (事業実施地区における災害記録や、災害危険箇所情報等について記載する) (その他立地特性に関する特記事項)			

### 3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	○ 継続      ○ 計画変更      ○ 中止      ○ 休止
評価理由	
備考	

### 4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり      ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続      ○ 計画変更      ○ 中止      ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)



平成 年度 公共事業再評価の必要性検討事業一覧

番号	事業担当課	事業名	地区名等	実施場所	検討事由	再評価の必要性の判断			総合判断
						事業進捗率	事業費の増減	需要見込み	
1	〇〇課	△△整備事業	××地区	□□町××	社会経済情勢 の変化	60%	+35%	△15%	要再評価
						50%未満	±20%	±20%	
						無	有	無	

- ※1 「検討事由」欄には、社会経済情勢の著しい変化等、再評価を実施すべき年度に達する前に再評価の必要性を検討する理由を記載すること。
- 2 「再評価の必要性の判断」欄については、上から順に必要性の判断に用いる指標、現状値、再評価を実施すべきと判断する基準、当該指標に係る再評価の必要性の有無を記載すること。
- 3 「総合判断」欄には、「再評価の必要性の判断」欄に記載した複数の判断を踏まえ、最終的な再評価の必要性を記載すること。

# 青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱

平成10年10月19日  
改正 平成13年5月9日  
改正 平成14年4月17日  
改正 平成16年4月1日  
改正 平成21年5月11日  
改正 平成22年4月1日

(設置)

**第1** 青森県公共事業再評価実施要綱(平成10年10月19日制定。以下「再評価要綱」という。)に基づく公共事業の再評価及び青森県公共事業事後評価実施要綱(平成22年4月1日制定。以下「事後評価要綱」という。)に基づく公共事業の事後評価に関する審議を行わせるため、青森県公共事業再評価等審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2** 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 再評価要綱第6第1項の規定に基づき、県の作成した対応方針について審議を行い、審議結果に基づき、知事に対し意見を述べること。
- (2) 事後評価要綱第3第1号の規定による事業の選定を行うこと。
- (3) 事後評価要綱第6の規定に基づき、県の作成した評価結果について審議を行い、審議結果に基づき、知事に対し意見を述べること。

(組織)

**第3** 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、知事は、特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

**第4** 委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 農林水産関係公共事業に関する専門的な学識を有する者
  - (2) 県土整備関係公共事業に関する専門的な学識を有する者
  - (3) 社会・経済に関する専門的な学識を有する者
  - (4) 環境に関する専門的な学識を有する者
  - (5) その他、公共事業の評価に関して、地域の実情を理解し、公平な立場にある有識者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5** 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

**第6** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、会議の運営方法を定めた青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領を定める。

(守秘義務)

**第7** 委員等は、第2に規定する事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第8** 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(事務の特例)

**第9** 再評価要綱第6第2項の規定により、県以外の事業実施主体が再評価を実施する事業について、第2第1号に定める事務を行う場合、「県」は「県以外の実施主体」に、「知事」は「当該事業の実施主体の長」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成10年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

# 青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領

平成10年10月19日

改正 平成14年6月9日

改正 平成22年5月8日

(趣旨)

**第1** この要領は、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第6第3項の規定に基づき、青森県公共事業再評価等審議委員会(以下、「委員会」という。)の運営方法等について必要な事項を定め、委員会の透明性・客観性の確保及び円滑な会議運営に資するものである。

(会議の運営方法)

**第2** 委員会の会議は、次の各号に掲げるときに、委員長が招集する。

- (1) 県が再評価を実施する事業について、評価結果及びその対応方針に係る報告を受け、又は審議を行うとき
- (2) 県が事後評価を実施する事業について、評価結果に係る報告を受け、又は審議を行うとき
- (3) その他、委員長が必要と認めたとき

2 会議は、原則として委員等(委員及び設置要綱第3第2項に規定する臨時委員。以下、同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会は、審議に当たり、必要に応じ次の各号に定める事業を選定することができる。

- (1) 県が報告を行った事項について、追加資料の提出若しくは補足説明を求める事業
- (2) 県又は委員等以外の者から意見を聴取し、又は事業実施地区の現況を調査する事業

(会議の公開等)

**第3** 委員会の会議は、公開して行う。ただし、県又は委員等が、個人情報等公開することが適当でないか、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生ずると判断した事項について、委員会の了解を得た場合には、公開しないことができる。



- 2 委員会に提出した資料は、前項ただし書きにより公開しないこととした事項を除き、公表する。
- 3 委員会の会議概要は、県が作成し、会議終了後委員会の了解を得て公表する。

(部会)

**第4** 委員会に、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会は、再評価実施事業及び事後評価実施事業のうち委員会が定める事業に係る報告を受け、審議を行い、委員会に対して当該事業に係る意見を述べる。
- 3 部会は、委員長の指名する者をもって組織する。
- 4 部会に部会長をおき、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 部会は委員長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会長が議長となる。
- 8 第2第2項から第4項まで及び第3の規定は、部会につき、準用する。この場合、「委員会」は「部会」に、「委員長」は「部会長」に、「委員等」は「部会を組織する委員等」に読み替えるものとする。

(その他)

**第5** この要領に定めのない事項及びこの要領の変更は、委員会の審議により決定する。

附 則

この要領は、平成10年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月8日から施行する。

## 公共事業再評価に当たっての点検・評価基準

### 1 大項目の点検基準

#### (1) 大項目「(1)事業の進捗状況」

事業の進捗状況及び阻害要因の状況等により、3段階に区分する。

##### 【大項目の区分】

区分	基 準
A	事業の進捗が概ね順調で、計画どおり実施できるもの。又は、事業の進捗に遅れがあるが、阻害要因の解決が容易（解決済みを含む）であり、ほぼ計画どおり実施できるもの。
B	事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決に一定の期間を要するもの。
C	事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決も困難なもの。

#### (2) 大項目「(2)社会経済情勢の変化」

3つの中項目「必要性」、「適時性」、「地元の推進体制等」の評価により、3段階に区分する。

##### 【大項目の区分】

区分	基 準	組み合わせ
A	3つの中項目が全て a 評価のもの。	a a a
B	3つの中項目に b 評価が含まれるもの。 (b が 3 つは除く)	a a b、a b a、b a a a b b、b a b、b b a
C	3つの中項目が全て b 評価のもの。 (b が 3 つ)	b b b

##### 【中項目の区分】 必要性

区分	基 準	具体的な基準
a	計画時よりも必要性が高まっている。又は、計画時と同様に必要性が高い。	「なぜ、この地区に、この事業を、この規模（内容）で実施しなければならないのか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に定量的に評価する。客観データのないものについても、根拠を具体的に記述した上で定性的に評価する。
b	必要性が低い。	

※再々評価の場合は、「計画時」を「再評価時」に読み替える。（以下の項目同じ）

##### 【中項目の区分】 適時性

区分	基 準	具体的な基準
a	計画時よりも適時性が高まっている。又は、計画時と同様に適時性が高い。	・当該事業の効果発現に関連する関連事業がある。 ・ライフライン関連事業である。 等適時性が高い。
b	適時性が低い。	関連事業がなくなるなど状況が変化しており、適時性が低い。

【中項目の区分】 地元の推進体制等

区分	基準	具体的な基準
a	計画時よりも、事業を円滑に進めるための地元の体制が整っている。又は計画時と同様に整っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の理解度・合意形成の状況</li> <li>・受益者の同意状況（同意率）・地権者の同意状況</li> <li>・地域住民の姿勢（積極性）</li> <li>・協力組織等地元の事業推進体制の状況と同組織の活動状況</li> <li>・地元との協議進捗状況</li> <li>・地域の要望</li> <li>・市町村の支援や体制の状況</li> <li>・計画の熟度</li> <li>・達成見込み（事業実施に対する障害の有無）</li> </ul> など地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っている。
b	事業を円滑に進めるための地元の体制等が整っていない。	（上記のような）地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っていない。

(3) 大項目「(3)費用対効果分析の要因変化」

2つの中項目「費用対効果分析（B/C）」、「計画時との比較」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】※

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全てa評価のもの。	a a
B	a及びb評価であるもの。 (aが1つ、bが1つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全てb評価のもの。	b b

※事業採択時に費用対効果分析を行っていない場合には、中項目「費用対効果分析（B/C）」のみで評価し、その場合、中項目区分「a」「b」は、それぞれ大項目区分「A」「B」とする。

【中項目の区分】 費用対効果分析（B/C）

区分	基準	具体的な基準
a	B/Cが採択基準を充たすもの。（採択基準にない場合は、B/Cが1以上であるもの。）	—
b	B/Cが採択基準を充たさないもの。（採択基準にない場合は、B/Cが1未満であるもの。）	—

【中項目の区分】 計画時との比較※

区分	基準	具体的な基準
a	計画時に比較し、B/Cが上昇、又は同値であるもの。	—
b	計画時に比較し、B/Cが低下しているもの。	—

※当項目は事業採択時に費用対効果分析を行っていない場合には、評価対象としない。

(4) 大項目「(4)コスト縮減・代替案の検討状況」

2つの中項目「コスト縮減の検討状況」、「代替案の検討状況」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】※

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全て a 評価のもの。	a a
B	a 及び b 評価であるもの。 (a が 1 つ、b が 1 つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全て b 評価のもの。	b b

※未着工による再評価及び準備・計画段階にあり未着工のダム事業については、中項目「代替案の検討状況」のみで評価し、その場合、中項目区分「a」「b」は、それぞれ大項目区分「A」「B」とする。

【中項目の区分】 コスト縮減の検討状況※

区分	基準	具体的な基準
a	コスト縮減が十分図られており、コスト縮減の余地がない。	—
b	一定のコスト縮減が図られているが、コスト縮減の余地がある。	—

※当項目は未着工による再評価及び準備・計画段階にあり未着工のダム事業においては評価対象としない。

【中項目の区分】 代替案の検討状況

区分	基準	具体的な基準
a	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	—
b	手段には代替性があり、改善の余地がある。	—

(5) 大項目「(5)評価に当たり特に考慮すべき点」

2つの中項目「住民ニーズの把握状況」、「環境影響への配慮」の評価により、3段階に区分する。

【大項目の区分】

区分	基準	組み合わせ
A	2つの中項目が全て a 評価のもの。	a a
B	a 及び b 評価であるもの。 (a が 1 つ、b が 1 つ)	a b、b a
C	2つの中項目が全て b 評価のもの。	b b

【中項目の区分】 住民ニーズの把握状況

区分	基準	具体的な基準
a	住民ニーズが高い。	住民ニーズの把握に努めており、住民ニーズが高い。
b	住民ニーズが低い。	住民ニーズが低い。

【中項目の区分】 環境影響への配慮

区分	基準	具体的な基準
a	第五次青森県環境計画に対応した事業実施をしているもの。	「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮している」としているもの。
b	第五次青森県環境計画に対応した事業実施をしていないもの。	「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮していない」としているもの。

## 2 総合評価

5つの大項目「(1)事業の進捗状況」、「(2)社会経済情勢の変化」、「(3)費用対効果分析の要因変化」、「(4)コスト縮減・代替案の検討状況」、「(5)評価にあたり特に考慮すべき点」の点検結果及び「地域の立地特性」等を踏まえて総合的に判断するものとする。

【総合評価】

区分	基準
継続	5つの大項目の各評価が、いずれもAのみである場合、又はBが含まれる場合であっても事業を継続することが妥当と判断されるもの（計画変更の場合を除く）
計画変更	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行うことにより事業を継続することが妥当と判断されるもの。（事業ごとに計画変更の範囲を示す）
中止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行っても事業を継続することが妥当と判断されないもの。
休止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、事業を継続することが妥当かどうかの判断に相当期間の検討を要するもの。

※「(3)費用対効果分析の要因変化」が算定されない事業にあっては、表中の「5つ」を「4つ」に読み替える。

平成28年度公共事業再評価  
公共事業再評価調書 記載要領

※記載すべき項目がない場合は、「－」とする。「特になし」「なし」「空欄」としない。

○ヘッダー	
項目	記載要領
整理番号	■企画調整課があらかじめ割り当てた番号を記載する。(2, 3ページ目右上にも記載)
担当部課名	■担当部及び課名を記載する。
電話番号	■担当課の直通番号を記載する。
E-MAIL	■担当課のEメールアドレスを記載する。
再評価実施要件	<p>■[未着工]、[長期継続]、[再評価後]、[その他]のうち該当のものを「●」にする。</p> <p>※未着工：事業採択後5年経過した時点で未着工            ※長期継続：事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業            ( )内に年数10年を記載する。</p> <p>※再評価後：再評価実施後5年を経過した時点で継続中の事業            ( )内に年数5年を記載する。</p> <p>※その他：社会経済情勢の変化等による再評価            ( )内には、再評価の理由を簡潔に記載する。</p>

1 事業概要	
項目	記載要領
事業種別	■県の担当課、国の所管部局等で用いている当該事業の大まかな種別を記載する。 (農業農村整備事業、治山事業、道路事業、河川事業等)
事業主体	■県、市町村、その他のうち該当のものを「●」にする。 その他を選択した場合は、( )内に具体的な名称を記載する。
事業名	■具体的な事業の名称を記載する。
市町村名	■当該事業を実施する地区の所在する市町村名を記載する。
地区名	■当該事業を実施する地区の名称を記載する。
事業方法	■国庫補助、交付金、県単独のうち該当のものを「●」にする。
財源・負担区分	■国、県、市町村、その他の事業費負担割合を記載する。(単位：%)
採択年度	■当該事業の採択年度を記載の上、( )内には、用地着手年度及び工事着手年度を記載する。
終了予定年度	<p>■再評価時点での事業完了予定年度を記載する。</p> <p>■事業採択後に完了予定年度の変更が行われた場合には、( )内に工期変更を行った時期(年月)及び工期変更前の完了予定年度を記載する。</p>
事業目的	■当該事業の実施目的を記載する。 (記載できる事業については、道路事業であればネットワーク、河川事業であれば水系における当該事業の位置付けも記載)
主な内容	<p>■当該地区の当初計画時、再評価時における工種ごとの工事内容とその増減を記載するとともに、工事内容や総事業費の増減に係る説明等を記載する。 (※再々評価の場合は、「当初計画時」を「再評価時」に、「再評価時」を「再々評価時」に書き換えて記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工種ごとの工事内容(規模：面積、延長等)</li> <li>・必要に応じて事業工程(基本設計、用地買収着手、工事着手、完成、供用開始等)ごとの当該事業の主な実施内容(工種、規模等)</li> </ul>
事業費	<p>■表の上には、当該事業の当初計画時における「総事業費」を記載する。…(a) (※再々評価の場合は、「当初計画時総事業費」は「再評価時総事業費」と書換え記載)</p> <p>■「計画」の欄は、事業計画における各年度の「予定事業費」を記載する。 (この欄は、再評価時点における計画により記載するものとし、計画変更が行われている場合には、&lt; &gt;内に計画変更を行った時期を記載する。)</p> <p>■「実績」の欄は、各年度の執行済額(平成27年度については見込額)を記載する。</p> <p>■なお、事業採択時において年次計画を定めていない場合には、「計画」欄は、小計及び合計、平成28年度以降の欄のみ記載する。</p> <p>■この場合、小計には全体事業費を計画年数で除し、再評価時までの経過年数を乗じて得た額(全体事業費を計画期間内で均等に執行するとみなした場合の当該年度までの執行見込額)を記載することとする。</p> <p>■また、計画欄及び実績欄の( )内には、用地費(用地買収費、補償費等)をうち数で記載する。</p>

**【事業費欄の記載例】** 再々評価の場合は、「再評価時総事業費」に書き換える。

(a) ≠ (b) 計画変更を行っている場合及び軽微変更を行っている場合

○当初計画時総事業費 (a) 百万円

	~25年度	26年度	27年度	28年度	小計	29年度	合計
計 画 (うち用地費)	( )	( )	( )	( )	①	( )	(b)
<年月変更>	( )	( )	( )	( )	②	( )	(c)
実 績 (うち用地費)	( )	( )	( )	( )	③	( )	⑤
					④	( )	⑥

単位:百万円

計画変更を行っている場合に記載(軽微な変更は含まない)

年次計画を定めていない場合、「計画」欄は、小計欄及び合計欄のみの記載で可  
「実績」欄は、年度毎欄も含め全て記載

※⑤は、様式1「平成28年度 公共事業再評価対象事業一覧」の全体事業費

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

項 目	記 載 要 領
事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「計画全体に対する進捗」欄は、「事業費割合」の欄については、再評価実施年度(平成28年度)までの執行済額(28年度執行見込み額を含む)。「1事業の概要」の事業費の表の「実績」の欄の小計) = ③を総事業費 = ⑤で除して得た割合を記載する。</li> <li>■「年次計画に対する進捗」欄は、③を再評価実施年度(平成28年度)までの執行予定額 = ①で除して得た割合を記載する。</li> <li>■なお、年次計画を定めていない場合(「1事業の概要」の事業費の表のうち、「計画」欄に小計及び合計のみ記載されているもの)の「年次計画に対する進捗」については、総事業費を計画期間(年数)で除して再評価実施年度までの年数を乗じて得た額を再評価実施年度までの執行予定額 = ③とみなして算定した割合(みなし進捗率)を記載してもかまわない。</li> </ul> <p>年次計画を定めていない場合の③ = [総事業費(c) / 計画年数] * [採択年度から平成28年度までの年数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「主要工種毎割合」の欄には、当該事業を特徴づける主要な工種及びその進捗を図る基準(例えば、用地取得面積(取得面積割合)、舗装済道路延長(舗装済割合)等)を定め、事業費割合と同様の考え方で、計画全体に対する進捗と年次計画に対する進捗をそれぞれ記載する。ただし、事業費以外の指標を用いた場合はその指標内容(下の例では「延長割合」)を記載する。(特に記載のない場合は、事業費割合を表すものとする。)</li> </ul>

### 【進捗状況の算定】 小数点以下第2位を四捨五入(以下同じ)

		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
事業費割合		$\frac{③}{⑤} * 100$ %	$\frac{③}{①} * 100$ %
(うち用地費)		$\frac{④}{⑥} * 100$ %	$\frac{④}{②} * 100$ %
主要工種毎割合(事業費)	築堤工 (百万円)	(延長割合) %	(延長割合) %
	掘削工 (百万円)	(延長割合) %	(延長割合) %
	橋梁架替 (百万円)	%	%

基本的に事業概要「主な内容」欄に記載した工種に対応する。欄が不足する場合は適時追加する。

事業費以外の指標を用いた場合は、その指標の内容を記載する。

### 説明

■事業進捗について、「現在の進捗の状況」「今後の進捗、完成見込み」について記載する。



問題点・解決見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業の進捗に当たり、それを阻害する要因の有無、及び阻害要因がある場合には、その解決の見込みについて記載する。特に事業の進捗状況が低調である場合には、必ず記載する。</li> </ul>
事業効果発現状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業完了前に一部供用している事業について、一部供用に伴う効果の発現状況や、全体事業に対する影響等をできるだけ具体的に記載する。</li> <li>■他関連事業に対する影響（効果）についても、できる限り記載する。</li> </ul>

## (2) 社会経済情勢の変化

項目	記載要領
全国・本県における評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■（全国）当該事業種別に関して、国会やマスコミ等で全国的に議論されている場合には、その論点や住民運動の状況等を記載する。</li> <li>■（県内）県議会やマスコミ等で議論されている場合には、その論点や県内での住民運動の状況、要望・陳情の状況等を記載する。</li> <li>■必要に応じて、国、県における予算の動向について、計画時と再評価時の変化の状況及びその要因等について記載する。</li> </ul>
当地区における評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村議会やマスコミ等で議論されている場合には、その論点や地域での住民運動の状況、要望・陳情の状況等を記載する。</li> <li>■必要に応じて事業実施市町村の事業との関連状況について記載する。（地元の推進体制等欄でも可）</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「社会経済情勢の変化関係記載項目一覧」の共通記載項目及び選択記載項目を基本に記載する。</li> <li>■特に、「なぜ、この地区に、この事業を、この規模（内容）で実施しなければならないのか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に定量的に評価する。客観データの無いものについても、根拠を具体的に記述した上で定性的に評価する。</li> <li>■記載にあたってはできる限り客観データに基づいた記載に努めることとし、データの根拠、出所も明記する。</li> </ul>
適時性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「社会経済情勢の変化関係記載項目一覧」の共通記載項目及び選択記載項目を基本に記載する。</li> <li>■記載にあたってはできる限り客観データに基づいた記載に努めることとし、データの根拠、出所も明記する。</li> </ul>
地元の推進体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「社会経済情勢の変化関係記載項目一覧」の共通記載項目及び選択記載項目を基本に記載する。</li> <li>■特に、以下のような地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っているかについて記載する。  ※地域住民の理解度・合意形成の状況 / 受益者の同意状況（同意率）、地権者の同意状況 / 地域住民の姿勢（積極性） / 協力組織等地域の事業推進体制の状況と同組織の活動状況 / 地元との協議進捗状況 / 地元の要望 / 市町村の支援や体制の状況 / 計画の熟度 / 達成見込み（事業実施に対する障害の有無）</li> <li>■記載にあたってはできる限り客観データに基づいた記載に努めることとし、データの根拠、出所も明記する。</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「社会経済情勢の変化関係記載項目一覧」の共通記載項目及び選択記載項目を基本に記載する。</li> <li>■特に、通常の費用便益比（B/C）では表せない事業効果やB/Cが算定されない事業の効果についても、できるかぎり説明する。</li> <li>■記載すべき項目がない場合は、「－」を記入する。</li> </ul>



### (3) 費用対効果分析の要因変化

項目	記載要領
費用項目(C) 便益項目(B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■費用対効果分析(B/C)の根拠となった「主な費用項目」、「主な便益項目」について記載する。</li> <li>■増減=再評価時-当初計画時。増減が「-2百万円」の場合は、「△2百万円」</li> <li>■B/C値は、小数点以下第3位を四捨五入。</li> <li>■再評価後5年(再々評価)の場合は、当初計画時を再評価時に、再評価時を再々評価時に書き換えてそれぞれについて記載する。当初計画時(新規採択時)のB/Cがある場合は、「計画時との比較」欄に記載する。</li> </ul>
費用対効果分析(B/C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■根拠となった分析手法名、マニュアル名等を記入する。 例：「治水経済調査マニュアル(案)：河川事業」「費用便益分析マニュアル(案)：道路・街路事業」「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル：港湾整備事業」等</li> <li>■特に、B/Cが低い場合は、当該事業種別におけるB/C値の考え方などについても説明に努める。</li> </ul>
計画時との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業採択時に費用対効果分析を行っていない場合等には、その旨を記載する。</li> <li>■B/Cに変化がある場合に、その要因等について記載する。</li> </ul>

### (4) コスト縮減・代替案の検討状況

項目	記載要領
コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コスト縮減対策の検討内容をできるだけ具体的に説明する。</li> </ul>
代替案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■代替案採用の可能性について検討した事業手法、工法等の内容及びその結果をできるだけ具体的に説明する。</li> </ul>

### (5) 評価にあたり特に考慮すべき点

項目	記載要領
住民ニーズの把握状況	
住民ニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住民ニーズを把握するために実施した具体的な方法(通常の業務・活動によって把握できる場合はその旨)について記載する。 (例：県民意識調査等アンケート、説明会・会合、要望、ヒアリング、投書等)</li> </ul>
住民ニーズ・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記によって把握した「具体的な住民ニーズや意見」をできるだけ具体的に記載する。</li> </ul>
環境影響への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「(1)対応状況」には、第五次青森県環境計画の開発事業等における環境配慮指針に沿った対応をしているかについて評価し、「配慮している」「配慮していない」のうち該当のものを「●」にする。</li> <li>■「(2)区分」には、開発事業等の環境配慮指針に記載されている区分のうち当該事業を実施する上で、配慮している区分を「●」にする。</li> <li>■「(3)特に配慮する対応内容」には、開発事業等における環境配慮指針に沿った具体的な対応内容をチェック表に記載したうえで、当該地区の自然環境、生活環境、快適環境(歴史的・文化的環境)、地球環境の特性から特に留意した内容を記載する。また、環境影響に配慮した事業費が把握できる場合は、併せて記載する。</li> </ul>
地域の立地特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■条件不利地域の状況等について記載する。(過疎地域、振興山村地域、半島振興対策地域、特別豪雪地域)</li> <li>■当該地域において、過去に発生した災害事例があれば被害概要を、災害危険箇所があればその情報を、事業に関係するものについて記載する。</li> <li>■その他「立地特性」に関する特記事項及び当該地区において事業を行う上で特に考慮すべき事項、説明すべき事項等を記載する。</li> <li>■事業自体の特殊性等があれば記載する。</li> </ul>

### 3 対応方針

項目	記載要領
総合評価	<ul style="list-style-type: none"><li>■総合評価は、基本的に5つの大項目の点検結果及び「地域の立地特性」等を勘案して総合的に評価し、「継続」「計画変更」「中止」「休止」の区分で判断する。</li><li>■具体的な判定は、「点検・評価基準」により行う。</li></ul>
評価理由	<ul style="list-style-type: none"><li>■5つの大項目に、「B」又は「C」があるにもかかわらず、「地域の立地特性」等を根拠として「継続」とした場合は、その判断理由について十分に記載する。 <b>(必須)</b></li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>■総合評価で計画変更、中止又は休止とした事業について、計画変更（見直し）の内容や中止又は休止とした場合の手続き、他に与える影響等を記載する。</li></ul>

### 4 公共事業再評価等審議委員会意見

当該項目については、委員会終了後に委員会意見を集約し、事務局（企画調整課）が記載する。

# 《社会経済情勢の変化》に係る記載項目一覧

【共通記載項目】		○全事業に共通する記載項目	
事業種別	対象事業	必要性	適時性
農業農村整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほ場整備事業</li> <li>○農道整備事業</li> <li>○農村総合整備事業</li> <li>○田園空間整備事業</li> <li>○中山間地域総合整備事業</li> <li>○地域圏水環境整備事業</li> <li>○ため池等整備事業</li> <li>○かんがい排水事業</li> <li>○畑地帯総合整備事業</li> </ul>	<p>①県が実施主体となる必要性</p> <p>②当地域で事業を実施する必要性</p> <p>③当該工事規模、工事内容を必要とする理由 (選択記載項目との組み合わせで記載可)</p>	<p>①当該事業の効果発現に関連する関連事業の有無及びその内容</p> <p>②ライフライン関連事業である場合その内容</p>
畜産事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸保全施設整備事業</li> <li>○県営公共牧場整備事業</li> <li>○草地林地一体的利用総合整備事業</li> <li>○農業公社牧場設置事業</li> <li>○畜産基盤再編総合整備事業</li> <li>○資源リサイクル畜産環境整備事業</li> <li>○林野活用畜産環境総合整備モデル事業</li> </ul>	<p>①担い手育成状況</p> <p>②担い手への農地集積の状況</p> <p>③経営面積の増加状況</p> <p>④水田整備状況</p> <p>⑤道路整備率</p> <p>⑥農家率</p> <p>⑦農村総合整備計画との整合</p> <p>⑧農業生産基盤と生活基盤の整備が総合的に実施されているか</p> <p>⑨農道の舗装率</p>	<p>①他事業との関連</p> <p>②既存施設の老朽化の状況</p>
畜産事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○草畜産基盤整備事業</li> <li>○畜産環境総合整備事業</li> </ul>	<p>①各種計画との整合性</p> <p>②草畜産・肉用牛生産近代化計画／市町村飼料増産推進計画／家畜排せつ物法に基づく県計画等)</p> <p>③各種整備目標の達成状況 (飼料自給率／堆肥産出率等)</p>	<p>①地元の要望</p> <p>②他事業との連携の有無</p> <p>③合意形成の状況</p> <p>④地権者の同意状況</p> <p>⑤計画の熟度 (各種協議の進捗等)</p> <p>⑥土地権利関係の状況</p>
治山事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧・防止</li> </ul>	<p>①保安林(森林)の荒廃状況</p> <p>②地すべり防止区域</p> <p>③保全対象</p>	<p>①地権者の同意状況</p>
林道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営フォレストコミュニティ整備事業</li> <li>○水士保全林整備事業</li> </ul>	<p>①利用区域面積</p> <p>②森林整備面積</p>	<p>①地元の要望</p> <p>②地域住民の姿勢</p> <p>③用地取得の状況</p>

【選択記載項目】		○事業内容に応じて選択して記載する項目	
事業種別	対象事業	必要性	適時性
農業農村整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほ場整備事業</li> <li>○農道整備事業</li> <li>○農村総合整備事業</li> <li>○田園空間整備事業</li> <li>○中山間地域総合整備事業</li> <li>○地域圏水環境整備事業</li> <li>○ため池等整備事業</li> <li>○かんがい排水事業</li> <li>○畑地帯総合整備事業</li> </ul>	<p>①防衛人口</p> <p>②防護面積</p>	<p>①通常のB/Cでは算定されない効果がある場合、又はB/Cが算定されない事業の効果がある場合その内容</p> <p>②事業手法の適切性等</p> <p>これまでの同種事業と比較して効果的に実施している場合その内容</p> <p>※注) 上記①②がない場合は記載不要 (空欄となる)</p>
畜産事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○草畜産基盤整備事業</li> <li>○畜産環境総合整備事業</li> </ul>	<p>①防衛人口</p> <p>②防護面積</p>	<p>①費用対効果分析 (B/C) において評価されない便益</p> <p>②単位面積、単位延長あたりの事業費の分析 (効果的投資の度合いを記載)</p> <p>③その他事業手法の適切性</p>
治山事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧・防止</li> </ul>	<p>①保安林(森林)の荒廃状況</p> <p>②地すべり防止区域</p> <p>③保全対象</p>	<p>①地権者の同意状況</p>
林道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営フォレストコミュニティ整備事業</li> <li>○水士保全林整備事業</li> </ul>	<p>①利用区域面積</p> <p>②森林整備面積</p>	<p>①地元の要望</p> <p>②地域住民の姿勢</p> <p>③用地取得の状況</p>

(「-」：共通記載項目に同じ)

(「一」：共通記載項目に同じ)

【選択記載項目】 ○事業内容に応じて選択して記載する項目

事業種別	対象事業	必要性	適時性	地元推進体制	効率性
水産基盤整備事業	○広域水産物供給基盤整備事業 ○地域水産物供給基盤整備事業 ○漁港漁場機能高度化事業	①現況の係船岸充足率 ②現況の安全係船岸充足率 ③現況の漁港施設用地充足率 ④主要道とのアクセス度 ⑤被災歴及び港内事故歴 ⑥漁港内の水質 ⑦施設の老朽度	①当該事業の効果発現に関連する関連事業の有無及びその内容 ②地域振興	①地元漁協及び漁民の同意 ②関係機関との協議 ③施設と漁業形態との整合性	○改善度 ①計画後の係船岸充足率 ②計画後の安全係船岸充足率 ③計画後の漁港施設用地充足率 ④アクセスの改善度
漁村整備事業	○漁業集落環境整備事業	①上・下水道普及率 ②自動車交通不可能道率 ③地域振興(急傾斜地等) ④地区人口 ⑤漁業依存度 ⑥漁家世帯比率	①緊急防災利用	①地元漁協及び漁民の同意 ②関係機関との協議 ③施設と漁業形態との整合性	○改善度 ①計画後の上・下水道普及率 ②計画後の自動車交通不可能道率
漁港海岸事業	○漁港環境整備事業 ○漁港水域環境保全対策事業 ○漁港海岸保全施設整備事業	①漁港内底質状況 ②漁港内水質状況 ③漁港内蓄・養殖水面等の状況 ①防護人口 ②防護面積 ①周辺環境への調和	①海浜の安定性 ①類似・代替施設の有無	①地元漁協及び漁民の同意 ②関係機関との協議 ③施設と漁業形態との整合性 ④地元要望等	— — —
道路事業		現況の ①車道・歩道幅員 ②設計速度または旅行速度 ③混雑度 ④事故率 ⑤特別立法等の状況 改善計画の ①「道路整備プログラム」への位置付け ②市町村等のプロジェクトへの位置付け ③その他の上位計画への位置付け	①関連事業の有無 ②渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間の解消等 ③部分供用を含む評価年度内の完成 ④道路規格の不連続性解消	①用地取得の進捗状況 ②地元要望の有無 ③周辺関連市町村事業の有無	—
治水事業	○河川改修事業 ○都市河川改修事業 ○統合河川改修事業 ○床上浸水対策特別緊急事業 ○河川災害復旧等関連連事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○準用河川改修事業	①想定氾濫被害額 ②防護人口	①過去の水害実績 ②他事業の有無 ③流下能力比	①合意形成の状況 ②地元の要望	—
河川事業	○河川環境整備事業 ○統合河川改修事業	①周辺環境への調和	①類似・代替施設の有無	①合意形成の状況 ②地元の要望	—
ダム事業	○河川総合開発事業	①治水の必要性 ②利水の必要性	①洪水氾濫危険度 ②利水通過度	①地元の協力度	—
ダム事業	○治水ダム建設事業	①治水の必要性	①洪水氾濫危険度	①地元の協力度	—
ダム事業	○ダム周辺環境整備事業	①環境整備の必要性	①環境の現況	①地元の協力度	—
砂防事業	○砂防事業	①保全人家 ②公共施設、災害弱者施設 ③避難場所、避難路 ④河川への影響	①砂防災害発生危険度 ②砂防災害履歴 ①地すべり災害発生危険度 ②地すべり災害履歴	①市町村からの要望 ②他事業との連携の有無	—

【選択記載項目】 ○事業内容に応じて選択して記載する項目

事業種別	対象事業	必要性	適時性	地元の推進体制	効率性
海岸事業	○海岸保全施設整備事業 ○公有地造成護岸等整備事業 ○海岸環境整備事業	①防護人口 ②防護面積 ①周辺環境への調和 ②地元要望等	①海浜の安定性 ①類似・代替施設の有無	①地元の要望 ②他事業との連携の有無 ①合意形成の状況 ②地元の要望	-
海岸事業	○食料対策 ○高潮対策 ○高潮(高潮)局部改良 ○海岸環境	①基本計画との整合 ②防護効果 ③過去の被災履歴 ①基本計画の位置付け ②防護効果 ③海浜利用状況、親水空間の整備状況	①既存施設の老朽化の状況 ②最近の被災状況 ③浸食の進捗状況 ①他事業との整合性 ②地元市町村の要望	-	-
急傾斜地崩壊対策等事業	○急傾斜地崩壊対策事業 ○雪崩対策事業	①保全家 ②公共施設、災害弱者施設 ③避難場所、避難路	①急傾斜災害発生危険度 ②急傾斜災害履歴 ①雪崩災害発生危険度 ②雪崩災害履歴	①市町村からの要望 ②他事業との連携の有無	-
港湾事業	○港湾改修事業 ○港湾環境事業	①港湾計画上の位置付け ②荷役障害の有無(静穏度、物揚場充足率) ①港湾計画上の位置付け	①既存施設の老朽化の状況(荷役障害の有無) ②他事業との時間的整合性 ③港湾利用者の要望 ①他事業との整合性 ②地元の要望	-	-
都市公園整備事業	-	①都市計画区域内住民の一人当たり都市公園敷地面積が20㎡以下か。 ②防災公園となりうるか。	①5年間の事業計画に明示されているか。	-	-
下水道事業	○公共下水道事業 ○流域下水道事業 ○都市下水道事業 ○特定環境保全公共下水道事業 ○特定公共下水道事業	①各種整備目標の達成状況(下水道普及率等)	①5年間の事業計画への位置付状況	-	-
街路事業	○都市計画街路事業 ○緊急道路整備事業 ○地方特定道路整備事業	①総合計画上の位置付け ②都市構造上における道路機能 ③都市防災機能 ④交通安全機能	-	-	-
区画整理事業	○都市計画街路事業 ○緊急道路整備事業 ○地方特定道路整備事業 ○住宅宅地関連公共施設等 総合整備事業	①都市構造上における道路機能 ②都市防災機能 ③交通安全機能	-	-	-
空港整備	-	①計画の位置付け ②年間利用者数 ③航空企業の就航・維持の見通し ④航空旅客需要予測の整理 ⑤交通バリエーション法の推進	①既存施設の更新	①地元の要望 ②利用者の要望 ③航空企業の要望 ④計画の熟度(各種協議の進捗等)	-
公営住宅等整備事業	○公営住宅等整備事業	①住宅困難世帯の多寡(低所得世帯且つ民間借家居住世帯割合) ②応募倍率 ③居住水準の向上 ④バリアフリーな住宅の整備促進	①従前住宅の老朽化(耐用年数との比較) ②従前住宅の耐震安全性 ③住宅関連産業の活性化	①地域住民の理解度 ②合意形成の状況 ③地元との協議の進捗状況 ④地域の要望 ⑤市町村の支援、体制の状況 ⑥計画の熟度 ⑦達成見込み(事業実施に対する障害の有無)	①B/Cでは算定できない福祉的便益 ②居住水準の向上による心理的向上効果

## 公共事業再評価における《総合評価》の区分

区 分	考 え 方	総合評価の基準
継 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現計画どおりに事業を実施することが妥当と判断される場合。</li> <li>・ 事業の見直しを行って事業を実施する場合に、その内容が「計画変更」を伴わない場合。(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5つの大項目の各評価が、いずれもAのみである場合、又はBが含まれる場合であっても事業を継続することが妥当と判断されるもの。 (計画変更の場合を除く)</li> </ul>
計画変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の見直しにより、計画変更に該当する場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行うことにより事業を継続することが妥当と判断されるもの。 (事業毎に計画変更の範囲を明示する)</li> </ul>
中 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施する必要がなくなったり、事業推進が困難と認められる場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行っても事業を継続することが妥当と判断されないもの。</li> </ul>
休 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、情勢の推移を見守る必要がある場合や問題の解決に相当の時間を要すると認められる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、事業を継続することが妥当かどうかの判断に相当期間の検討を要するもの。</li> </ul>

※委員会において、附帯意見を付す場合を含む。

## 公共事業再評価における《計画変更》の範囲

(平成28年度再評価対象事業)

事業種別	内 容	具体的な内容・範囲
水産基盤整備事業	○計画施設の変更	○施設ごとの数量の20%以上の増減 ○計画施設の新設又は廃止 ○計画位置等の大幅な変更
道路改築事業	○事業規模の変更	○計画区間（起点、終点）の変更 ○主要構造物（橋梁、トンネル等）の新設 又は廃止等
河川・ダム事業	○計画規模の変更	—
	○計画流量の変更	—
	○洪水防御方式の変更	○河川改修、遊水池、ダム等防御方式の変更
	○事業の主とする防御区間に係る変更	—
	○ダム計画の変更	○ダムの建設の目的の変更 ○貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の 用途配分に関する変更 ○建設に要する費用の負担に関する変更

（—：増減範囲に関わらず対象）



第五次青森県環境計画  
開発事業等における環境配慮指針チェック表  
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 )	環境配慮指針	具体的な 内容
	<b>1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<b>(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	
<input type="checkbox"/>	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮する ・とともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。	
<input type="checkbox"/>	<b>(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。	
<input type="checkbox"/>	・ 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。 (新規)	
<input type="checkbox"/>	・ 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	<b>(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保全に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。	



(事業名 )

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	・ 瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。	
<input type="checkbox"/>	<b>(4) 海域の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境へ流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置する場合は、海岸景観の保全と地域景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	<b>(5) 建設機械の稼働に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	<b>(6) 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	<b>(7) 廃棄物処理等への配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	
<input type="checkbox"/>	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	
<b>2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮</b>		
<input type="checkbox"/>	<b>(1) 道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	・ 野生動物の繁殖地や生息地の移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路等の整備に当たっては、大気汚染物質が滞留しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスによる営業の防止と、緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の形成に配慮し、適切な緑化などによる景観の保全に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化など良好な景観の形成に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。	

(事業名 )

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	<b>(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断の未然防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<b>(3)低層建築物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、眺望景観の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不浸透域化の防止や地下浸透対策など地下水の涵養機能の維持や向上に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより、快適な居住環境の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<b>(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の雨水等の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による眺望景観の遮へい防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へい防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<b>(5)高架構造物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送電線や鉄塔などの高架構造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に十分配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<b>(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底地盤が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。</li> </ul>	

記載要領

第五次青森県環境計画  
開発事業等における環境配慮指針チェック表  
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な対応内容
	1 土地・植 ●当該事業名を記載。 の環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮 改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域内の植栽空間などへの移植に配慮する。また、移植に当たっては、表土の保全と一体的な生育環境の保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	●当該事業が該当する配慮 ・残存の植生 の多面的機能の保全に努めることともに、適切な植栽や緑化などの	●当該事業について、当該事業における具体的な対応の内容を記載する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・間伐などによって発生した林地残材の有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止の改変などをできるだけ避ける。	
<input checked="" type="checkbox"/>	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全とともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から、人工林の混交林、複層林化に努める。	
<input type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮 地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように努める。	(留意事項) 1 環境配慮指針における、「チェック項目」は各事業に応じて、その各項目が該当になるか、ならないかを確認した上で、チェックしてください。 2 「開発事業等における環境配慮指針」については、「第五次青森県環境計画」の「第6章」に掲載されています。
<input type="checkbox"/>	●該当項目ではない場合は、これ以降の「下位項目」はチェック不要。	
<input type="checkbox"/>	・地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。	
<input type="checkbox"/>	・埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
<input type="checkbox"/>	・造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、緑化等の擁壁等の多自然型工法などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の変更に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	●該当項目ではない場合は「□」のセルを斜線で消す。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・河川 下流での流況や自然環境への影響に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・地河 地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や	
<input checked="" type="checkbox"/>	・伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。	